

## 令和6年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

|                          |            |  |  |
|--------------------------|------------|--|--|
| 開催日及び場所                  |            | 令和7年2月26日(水) 金沢市第一本庁舎7階 第3委員会室   |  |
| 委員<br>(委員数5名)<br>(出席数5名) |            | 委員長 栗田 真人(弁護士)<br>委員 深田 宰史(金沢大学教授)<br>委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授)<br>委員 西村 督(金沢工業大学教授)<br>委員 古谷 まゆみ(公認会計士)   |  |
| 次第                       |            | 1 開会<br>2 審議案件<br>(1) 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等<br>ア 令和6年度発注工事について<br>イ 発注工事に係る平均落札率について<br>ウ 工事成績評価について<br>エ 入札参加資格停止の運用状況について<br>オ 談合情報への対応状況について<br>(2) 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等<br>ア 令和6年度発注業務について<br>イ 委託業務に係る平均落札率について<br>ウ 業務成績評価について<br>(3) 変動型最低制限価格制度の試行状況について<br>(4) 制度の検討課題について<br>(5) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯<br>(令和6年10月1日から令和6年12月31日)<br>3 閉会 |  |
| 抽出案件                     |            | 5件   |  |
| 工事                       | 制約付き一般競争入札 | 2件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柿木畠ほか2町地内配水管改良工事</li> <li>・ 企業局備蓄資材庫建設工事</li> </ul> |
|                          | 随意契約       | 1件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石引1丁目地内配水管移設工事</li> </ul>                           |
| 委託                       | 指名競争入札     | 1件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高尾台二丁目交差点実施設計業務委託</li> </ul>                        |
|                          | 随意契約       | 1件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6災3019号ほか3号道路災害復旧工事に伴う予備設計業務委託</li> </ul>           |
| 審議内容                     |            | 別紙のとおり   |  |
| 委員会による報告<br>又は意見の具申      |            | 令和6年度第3四半期までの発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。  |  |

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

| 総括  |   |
|---|---|
| 質 疑 ・ 意 見   | 応 答   |
| <p>委員からの意見は、概ね次のとおりであった。</p> <p>令和6年4月から本年1月末までの発注工事等に係る入札契約手続きの運用及び工事委託業務の業者選考等は適切であることを確認した。</p> <p>今後とも国や県・中核市及び県内市町等の動向に加え、能登半島地震による影響も注視しつつ、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。</p> <p>また、令和7年度からの入札制度等の改正については、適宜・適切に対応してほしい。</p> <p>なお、変動型の最低制限価格制度については、本市においては、現時点では顕著な不具合は現れていないものの、県内の多くの自治体で同制度の導入の動きが見られることや、能登半島地震の影響もあり、業者の入札動向がこれまでと異なってきていることから、それらの動向を注視する必要があることを踏まえ、来年度も引き続き、試行を継続することが望ましい。</p> <p>意見の詳細は、次のとおり。</p>   |   |
| <p><b>1 制度の検討課題について</b></p> <p>○ 総合評価方式の対象工事を拡大する理由を教えてください。</p>  | <p>・ 総合評価方式で行うことで、高い工品質の確保が期待できることから、対象工事を拡大していきたいと考えている。</p>   |
| <p><b>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</b></p> <p><b>柿木島ほか2町地内配水管改良工事</b></p> <p>○ ①参加可能事業者は多数いたが、入札者が1社になった理由、②金額が高く入札者が少ないという点から、予定価格や工期の設計が適切だったのか、③施工距離が長い区域を分割して発注すれば、より多くの業者が参加できたのではないかと、以上の点について説明いただきたい。</p> <p><b>企業局備蓄資材庫建設工事</b></p> <p>○ 2者しか応札者がいなかった背景、また、応札額が予定価格に近くあまり競争が働いておらず、これは能登半島地震の影響に加え、資材高騰による影響も大きいと考えられるが、予定価格の設定は適切だったのか。</p> <p><b>石引1丁目地内配水管移設工事</b></p> <p>○ 工事内容が複雑でなため、分かりやすく説明いただきたい。また、配水管の移設工事は通常であれば一般競争入札のところ、本工事の特徴から随意契約を選択されているが、随意契約とするのメリット、一般競争入札とした場合のデメリットについて説明いただきたい。</p> <p><b>高尾台二丁目交差点実施設計業務委託</b></p> <p>○ この業務は交差点の詳細設計であり、業務の内容からすると交差点の設計に関わる業務実績を指名条件として付けても良かったのではないかと。また、指名業者数の考えた方について説明いただきたい。</p> <p><b>6災3019号ほか3号道路災害復旧工事に伴う予備設計業務委託</b></p> <p>○ 随意契約として高額であり、落札率も高い状況にあるため、設計から見積合わせに至るまでの過程を詳しく教えてください。</p> | <p>・ ①この工事は、工事場所が市内中心部の片町香林坊エリアであり、道路幅員が非常に狭く一方通行の道路が多くあり、迂回路の確保が困難となっている。また、夜間でも人の流れが一定あり、施工時間帯にも制約があるといったことから、一般的な工事に比べ施工上の検討事項、調整事項が多くあり、入札意欲が高まりにくかったものと推察している。②水道工事については、全国の水道事業者で用いている積算基準に基づき算定しており、積算、工期設定自体は適正なものであると考えている。③工事を行う際には周辺の市民生活や経済活動への影響をできるだけ抑えることが大切であり、本工事の施工場所は交通の環境が非常に複雑であり、複数の事業者が入った場合には、工事車両、作業員などが増加することで現場が輻輳し、周辺に影響が及ぶことになるため、分割発注は困難であったと考えている。</p> <p>・ 参加者が少なかった理由としては、時期的に能登半島地震、奥能登豪雨のため、奥能登の自治体で応急仮設住宅の建設が急ピッチに進められていた中であり、建設業者において手持ち工事多く技術者が不足していたためと推察している。また、予定価格の設定については、本工事は1度不調となった経緯があり、今回高落札率となったが、仮に価格面が理由で不調が発生した場合には、改めて資材単価、労務単価の状況を精査した上で、予定価格を設定していくことになる。</p> <p>・ まず工事の内容については、今回の工事は辰巳用水の移設工事との同時工事であり、同一の掘削断面の中に配水管を敷設する工事である。従前は別々の断面であったものを1つの断面に入れるのが工事の内容であり、随意契約で同じ事業者が施工することで施工管理上のメリットが出てくる。万一、工事が終わった後で埋戻し部分が沈下するなどの不具合が生じた際には、2つの事業者がいた場合にはどちらの事業者の工事が起因かと特定するのは困難であり、同一の事業者に施工させることで、瑕疵責任の所在が明らかになるところが随意契約のメリットである。また、一般競争入札で行い入札不調になった場合、同時工事である県発注工事でも工程が遅延してしまうデメリットが生じることとなる。</p> <p>・ まず、今回の業者選考については、交差点に特化した設計は近年少ない状況であり、またこの交差点の設計自体は標準的な設計であることから、交差点設計の実績は特段求めず、一般的な土木設計を受注している全業者を対象にし、委託場所や事業者の手持ち業務の状況を考慮した上で、今回の事業者を選考したものである。また、指名業者数は本市の役務等に係る契約事務取扱要領により、金額に応じた指名業者数が定められており、今回もそのルールに従い決定している。</p> <p>・ 設計の過程として、まず業者選定については災害時における応急対策の確保に関する協力協定に基づき、コンサル協会から推薦された事業者と契約を行っている。また、設計金額の算定については、石川県の発行している土木工事積算基準書を参考にっており、基準書に記載のないものについては、2、3者による歩掛の見積りを取り、予定価格を決定している。</p> |